

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

令和3年3月11日（木曜日）

厚生文教委員会

日時 令和3年3月11日（木曜日）午後1時30分 開会  
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 付託議案の審査

第4号議案

「質疑・討論・採決」

第40号議案

「質疑・討論・採決」

第53号議案

「質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

委員長	中西宏彰	副委員長	齊藤竜也
委員	鈴木長良	浅尾洋平	下江洋行 丸山隆弘
議長	鈴木達雄		

欠席委員 なし

傍聴者 なし

説明のために出席した者

市民環境部、健康福祉部、教育部の課長以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 林 治雄 議事調査課長 松井哲也 書記 請井悠人

開 会 午後 1 時30分

○中西宏彰委員長 ただいまから、厚生文教委員会を開会します。

本日は、10日の本会議において、本委員会に付託されました第4号議案、第40号議案、及び第53号議案の3議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

最初に、第4号議案 新城市個人番号カードの利用に関する条例の廃止等を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、第4号議案で教えていただきたいと思えます。

理由で、窓口受付端末機を廃止するため必要であるからと書いてあるんですが、こちら辺のこういった端末機、ものを廃止するのとか、そういったところを教えていただければと思います。

○中西宏彰委員長 中島市民課長。

○中島紳之市民課長 窓口受付端末機についてですけれども、窓口受付端末機はいわゆる戸籍謄抄本や住民票の写し、印鑑登録証明書等を個人番号カード、マイナンバーカードのことになりますけれども、を利用して機器を操作することにより申請書に記載することなく証明書類の発行を受けることができる半自動の証明書交付機になります。

○中西宏彰委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 その半自動でできるやつを廃止ということですけど、その半自動でできる機械を今回どうして廃止することになったんでしょうか。その経緯を教えてください。

○中西宏彰委員長 中島市民課長。

○中島紳之市民課長 窓口受付端末機が、マイナンバーカードの運用に合わせて平成28年1月の導入という形を取らせていただきました。その後、平成30年7月にコンビニ交付が

始まりまして、こちらの利用頻度が上がってきているということと、システム更新のタイミングがちょうど今年度であるということ、それら含めまして今回廃止という形を取らせていただきました。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 確認ですけれど、ということは、窓口の人と人の発行のみということですよ。

○中西宏彰委員長 中島市民課長。

○中島紳之市民課長 窓口においては、機械でのこの窓口受付端末機は廃止させていただきましたので、半自動も自動も店内では行っておりません。逆に、コンビニに行っていたら全自動で証明書の発行ができるという形になっております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第4号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第40号議案 財産の取得を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

下江洋行委員。

○下江洋行委員 それでは、第40号議案の財産の取得について、1点確認したいと思います。

これ、GIGAスクール構想の一環で、こうした大型の提示装置、モニターを購入するという事は理解します。

その上で、理由にあります意見交換や情報共有を推進するというやや抽象的な記載なんです、具体的にどんなイメージをすればいいのかなどということを確認したいなと思いますのでお願いします。

○中西宏彰委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 具体的ですと、例えば、各タブレットに子どもたちが書いた映像などを無線を使いましてそれを大型提示装置に映し出して、子どもたちが共有して見るというもの、また先生がつくったものを提示して見るということ。

もう1つは、1つの画面に皆さんがパソコンを通じて書き込みをするというソフトがありますので、それを皆さんで大型提示装置で書き込んだものが集まって、全体像として意見を共有して皆さんで考えていただく。また、そのほかにも映像、画像等も共有して見ていくと。

どうしてもタブレットを使いますと、皆さん画面のほうに集中して、先生の顔を見ずに画面でずっと授業するような光景もあるかと思えます。それでは、なかなか授業としても一体で見ていく、先生のほうも子どもたちがどういうふうな表情でいるか、なかなか難しいところがございます。そういうこともありまして、大型提示装置があるとその辺のところでも有効に使えるということでございます。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

下江洋行委員。

○下江洋行委員 分かりました。その上で、すぐということではないんですけども、学校間のそういう授業の情報共有、そういう

ことも将来的には光ファイバーケーブルでつながっていますので、これは可能か、そういったことも視野に入れて運用していくということも考えられますかね。

○中西宏彰委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 学校の先生の教室の加減がありますので、私のほうでやるかどうかというのは言えないんですけども、手法としてはズームも今回入っておりますので、そちらも使ったり、普通の共有ソフトも使えますので、それはできるようになっております。

○下江洋行委員 分かりました。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 これは、大型のテレビ型のモニターということだと思うんですけど、教えていただきたいのは、確認なんです、サイズとあと17校小中学校全教室、全てに配置されたんでしょうか。

○中西宏彰委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 今回のサイズは75型を入れておりますが、75型で入れておるのは普通教室のみになります。

ただ、小規模学校、庭野小学校と鳳来東小学校については別途65型を普通教室に入れております。これはなぜかと申しまして、各学校のほうへ75型、65型入れまして、前方、真ん中、後ろと職員でどういうふうに映るか、方向を見てまいりましたけれども、小規模校、通常2、3列では65型あれば十分共有のものも確認できると。ただ、後ろいっぱいまで行ってやる教室ですと、やはり75型までないと字がよく見えないというか、見ることに集中するようなイメージがあって授業に集中できないかなということがあって、そちらのサイズのほうは選定させていただいております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありません

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第40号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第53号議案 新城市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 この改正について、本会議でも佐宗議員の質疑でもあったんですけど、もう一回、主な内容を教えていただきたいのが1点と、あとこの条例の中に附則で令和3年3月1日から適用ということが入っているものですから、これは遡って、過ぎておりますから、きょう11日ですので、遡って請求するというものなのか、そこら辺の日時の適用の日付の理由とか、そういったところもし分かったら教えていただきたいと思います。

○中西宏彰委員長 杉本保険医療課長。

○杉本晶子保険医療課長 まず、改正の内容等につきましては、もし家庭医療等の支給については、所得制限が設けられておまして、その内容は児童扶養手当の算定に準じて同じにしておりました。

こうした中、この3月から3月1日に法改正がありまして、その算定に非課税所得である障害年金が所得に含まれることになりましたので、そうしますとその障害年金の受給者

が障害基礎年金部分の所得がふえることになります。そうした場合に、所得制限額を超えて適用除外となる可能性がありますので、その方たちが適用除外とならないよう従来の算定方式、年金、障害年金部分を所得として含めないという計算方法で新しい法で改正された条項を含まずに、これまで適用していた箇所を明確に条例に記載したということになります。

あと、3月1日に遡るということですが、法改正が3月1日に行われたということでそこまで遡って適用するというようになります。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第53号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これもちまして、厚生文教委員会を閉会

させていただきます。どうもありがとうございました。  
いました。

閉 会 午後 1 時42分

以上のおり会議の次第を記録し、これを  
証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 中西宏彰